

交 付 要 求 通 知 書

滞 納 者			住 (所 在 地) 所										
			氏 (名 称) 名										
滞 納 金 額	年 度	期 別	税 目	税 額	延 滞 金 額	過少申告 不 申 告 加算金額	重 加 金 算 額	滞 納 処 分 費	小 計	納 期 限	法 定 納 期 限 等		
				円	法律による金額 円		円	法律による金額 円	円	・ ・	・ ・		
					法律による金額 円			法律による金額 円		・ ・	・ ・		
					法律による金額 円			法律による金額 円		・ ・	・ ・		
	合 計			円 及び上記の法律による金額									
交 付 要 求 を す る 財 産		名 称	数 量	性 質	所 在			事件の表示		差押年月日			
交付要求年月日			年 月 日	執行機関名				備考					
上記の財産について、強制換価手続が行われたことから、上記滞納者の上記滞納金額の徴収のため、国税徴収法第82条第1項の規定に基づき、執行機関に交付要求しましたので、通知します。 (根拠法令－国税徴収法第82条第2項、第3項) 年 月 日 滞納者 氏 名 の 質権者等 又は名称 様													
										美唄市長 印			

注意

1

この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

2

この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、美唄市(訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3

この処分については、第1項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1)審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
(2)処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要

1

「事件の表示」欄には、滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続の区分を記載するものとし、当該強制換価手続が滞納処分以外のものであるときは、その事件名及び事件番号を併せて記載すること。

2

この交付要求に係る強制換価手続が企業担保権の実行手続又は破産手続であるときは、質権者等に対しては通知することを要しないものであること。

3

この要求書は、「交付要求書」と併せて複写により作成すること。